

# 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

## 令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。また、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

### Q1. 交付金の額はどのように決められるの？

**A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。**

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る交付金の額を毎月算定・支給されます。  
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \left( \{ \text{基本報酬} + \text{加算減算} \} \times \text{1単位の} \right. \\ \left. \text{単価} \right) \end{array} \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されます。
- 事業所の判断で、福祉・介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

※下線部分は倉林明子事務所